

## エ ウェブアクセシビリティの維持・向上の取組

職員研修や専門業者からの提案・アドバイスにより継続的にウェブアクセシビリティの維持・向上に取り組めます。

- アクセシビリティ研修会の実施（年2回）等

## オ 例外事項

以下の事項については対象範囲外とします。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●PDFファイル<br/>可能な限り達成基準に配慮して作成いたしますが、現状ではすべてのPDFファイルへのウェブアクセシビリティへの対応は、情報量および技術的な観点から困難なため、対象範囲に含めません。</li> </ul>      |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●動画を掲載するページ<br/>動画ファイルについては、可能な限りテキストでの代替情報を提供いたしますが、現状ではすべての動画ファイルへのウェブアクセシビリティ対応は困難なため、当該ページは対象範囲に含めません。</li> </ul> |

## カ 目標及び達成する期限・適合レベル

本会ウェブアクセシビリティの目標及び達成する期限と適合レベルは以下のとおりです。

- |          |   |
|----------|---|
| ①期限      | 2019年3月31日  |
| ②PDFファイル | JISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠<br>「適合レベルAAに準拠する」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」で定められた表記により、適合レベルAに準拠することに加え、適合レベルAAの達成基準を満たすことを意味します。 |

## キ 追加する達成基準

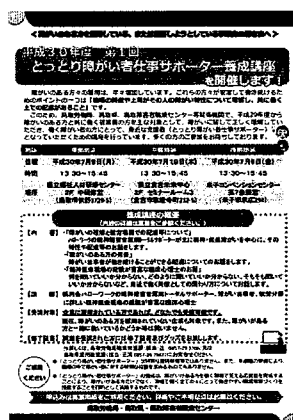
レベル AAA の達成基準のうち、次の2つにも対応します。

2.1.3	キーボード（例外なし）の達成基準（コンテンツのすべての機能をキーボードで操作できるようにします）
2.3.2	3回のせん（閃）光の達成基準（1秒間に3回以上の頻度で点滅することがないようにします）

### ⑩ 障がい者仕事サポーターの配置

当館では、職員が鳥取労働局・鳥取県・鳥取障害者職業センターが主催する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講します。

そして、障がいを正しく理解し、働く障がい者の方にとって身近な支援者（とっとり障がい者仕事サポーター）となって、障がいがある方だけでなく、現場で働くすべての人にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。



養成講座募集チラシ

## (2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

本会は障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組により、障がい者の方が鳥取県スポーツ推進計画の基本方針である「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に支援していきます。

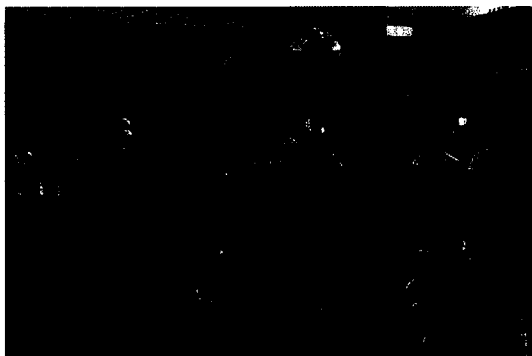
#### ●基本的な考え方

- 1 障がい児のスポーツ活動の推進
- 2 障がい者のスポーツ活動の推進
- 3 障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
- 4 障がい者スポーツに対する理解促進
- 5 障がい者スポーツの推進体制の整備等

### ① 鳥取県障がい者スポーツ協会や NPO 法人との連携

鳥取県障がい者スポーツ協会や NPO 法人と連携し、ふうせんバレー等の各種行事へ当会職員をスタッフとして派遣したり、関連団体に障がい者スポーツ指導を依頼したりする等、障がい者スポーツを支援していきます。

また、当館において関連団体と連携した事業やニュースポーツの交流会等を企画していきます。

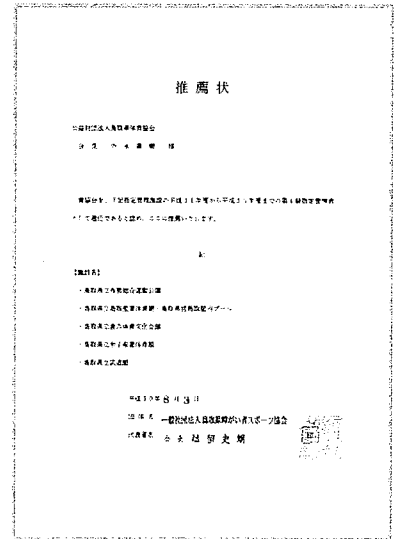


職員のふうせんバレー審判派遣

## ② 鳥取県障がい者スポーツ協会からの推薦状

鳥取県内の障がい者スポーツの統括団体である「一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会」から本会が指定管理者としてふさわしいとの推薦状をいただいています。

また、平成 30 年 4 月には、鳥取県障がい者スポーツ協会と本会との間で、相互連携による障がい者スポーツの振興を図るための包括協定を結んでいることから、障がい者の方がよりスポーツに親しみ、スポーツを楽しめるよう、さらなる環境づくりに努めます。

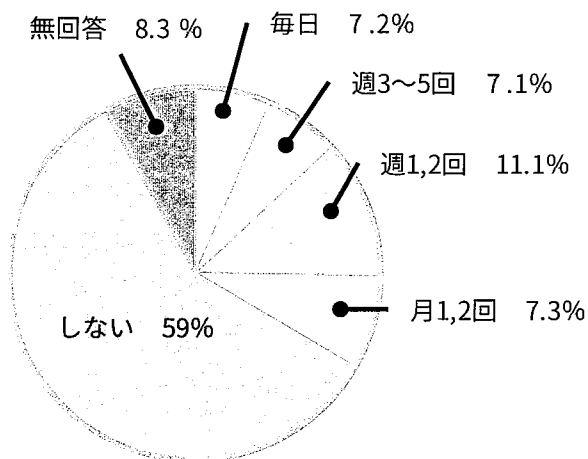


鳥取県障がい者スポーツ協会推薦状

## ③ 障がい者の方のスポーツ実施率

障がい者の方のスポーツ実施率について、鳥取県福祉保健部障がい福祉課が行ったアンケート結果等を参考に、障がい者の方にもスポーツに興味を持ってもらうため、気軽に参加できる武道・スポーツイベント等の開催によるきっかけづくりを行っていきます。

### ●障がい者の方のスポーツを行う頻度



- ・スポーツを行う頻度について、しないが59.0%と最も多く、次いで週1,2回が11.1%となっている。
- ・スポーツをしない理由について、疲れやすいが16.9%と最も多く、次いで興味無し12.1%、できる種目無し10.7%、きっかけ無し9.3%となっている。

### ●スポーツをしない理由

疲れやすい	16.9%
興味無し	12.1%
できる種目無し	10.7%
きっかけ無し	9.3%
時間無し	7.6%
移動困難	6.7%
お金掛かる	6.2%
仲間がいない	5.5%
施設無し	3.9%
情報無し	2.9%
指導者無し	1.5%
設備不十分	0.8%
その他	9.8%
無回答	6.1%

※スポーツを行う頻度でしないを選択した方のみ回答

◀「平成 26 年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果」より▶

④ 公認障がい者スポーツ指導員資格の取得推進

現在、当館には公認初級障がい者スポーツ指導員の資格を持つ職員が5名在籍しています。次期指定管理期間にも障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がい者の方へのスポーツ活動のお手伝いができるよう支援していきます。

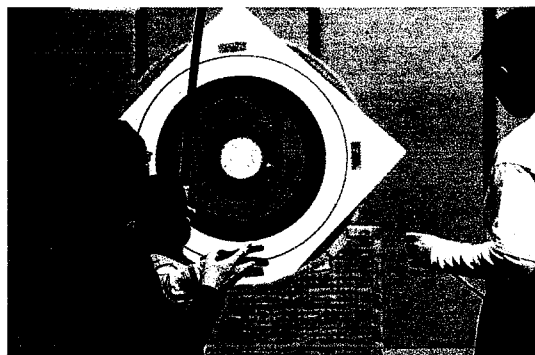


初級障がい者スポーツ指導員資格取得推進

⑤ 障がい者の方と一緒に参加できるイベントの開催

当館の主催事業である武道合同体験会等のイベントに障がい者の方も一緒に参加していただき、障がいの有無にかかわらず誰でも気軽に参加し、楽しめるものにしていきます。

また、障がい者関連施設、事業所等にイベントの広報活動を積極的に行うことで、スポーツ活動に興味を持ってもらえるようにします。



障がい者の方も一緒に参加できる武道体験会の開催

⑥ 障がい者スポーツ大会等の誘致推進

当館でも開催可能な障がい者スポーツ大会等の誘致を積極的に推進します。鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やニュースポーツの大会等の誘致を行います。

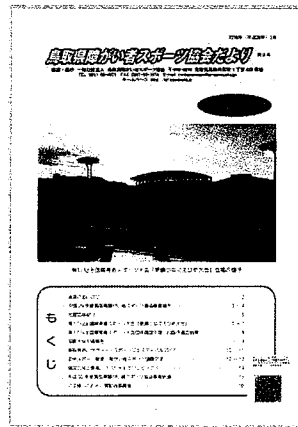
●鳥取県内の障がい者スポーツ団体（鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体を記載）

鳥取県車椅子バスケットボール協会	鳥取県身体障害者アーチェリー協会	鳥取県障がい者卓球協会	鳥取県グランドソフトボール協会
鳥取県聴覚障害者バレーボールクラブ	鳥取県障がい者水泳協会	鳥取県障がい者フライングディスク協会	鳥取パラ陸上競技協会
鳥取県サウンドテーブルテニスクラブ	鳥取県障害者フットベースボール協会	鳥取県スポーツチャンバラ協会	鳥取県ふうせんバレーボール協会
鳥取県障がい者ボウリング協会	鳥取県障がい者ソフトボール協会	鳥取県精神障がい者バレーボール協会	鳥取県ソーシャルフットボール協会
鳥取県FIDバスケットボール連盟	鳥取県卓球バレー協会	鳥取県ボッチャ協会	鳥取県障がい者グラウンド・ゴルフ協会

### ⑦ 障がい者スポーツの普及と啓発

障がい者スポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等の障がい者スポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的に行います

該当団体からのポスター掲示やチラシの配布協力等があれば、館内に掲示する等して、障がい者スポーツの普及に積極的に協力する体制をとります。



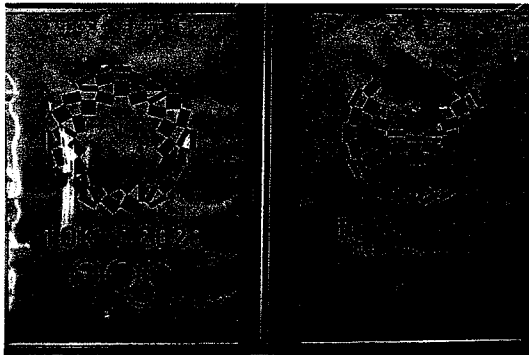
障がい者スポーツ協会だより



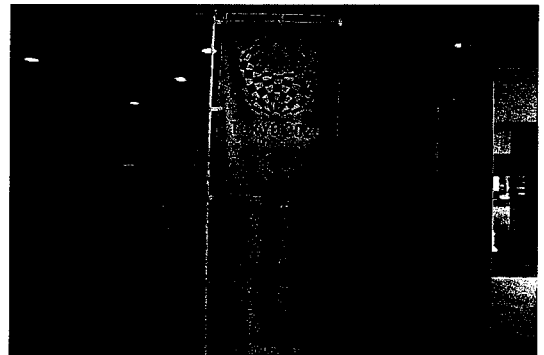
パラ陸上競技体験会のチラシ

### ⑧ 2020年東京パラリンピックの合宿誘致の推進

2020年に東京パラリンピックが開催されることから、パラリンピックの合宿誘致を推進していきます。所管課であるスポーツ課が2020年東京オリ・パラキャンプ誘致を推進していることから、当館でパラリンピック事前合宿について受入れがスムーズにいくよう積極的に協力していきます。



館内に設置した2020東京オリパラ啓発ポスター



入口に設置した2020東京パラリンピック啓発旗

### ⑨ 障がい者スポーツに関する情報提供

館内に情報コーナーを開設し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当館をご利用になるお客さまに広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりを行います。

2018ジャパンパラウィルチェアラグビー競技大会  
2018ジャパンパラ陸上競技大会

障がい者スポーツの情報誌

## 9 組織及び職員の配置等

本施設をつうじて活力に満ちた地域社会を目指すため、職員の採用・教育・教育研修及び組織化に取り組んでいきます。

### (1) 管理運営の組織

当館の設置目的をふまえ、業務を熟知し、武道の専門家としてその種目の指導力に優れる職員（体育指導員、スタッフ等）を多く配置します。さらに、親切、丁寧な対応と迅速、積極的な行動を心がけ、つねに県民（お客さま）の立場に立って、県民感覚、県民目線で考え、行動します。

#### ① 職員体制

当館の職員体制は下記のとおりとし、県民のみなさまに安全に安心してご利用いただける施設運営をします。

##### ア 責任者の配置

施設の管理統括責任者として館長1名を配置します。施設管理及び運営全般、鳥取県の武道（スポーツ）の普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた者とします。

また、管理運営責任者として次長を1名配置します。



職員研修による資質の向上

##### イ 業務を熟知した職員の配置

お客さまが常に安全・安心に当館をご利用いただけるように、館長・次長の他に救命講習を修了した計6名の常勤職員を配置し、午前及び夜間スタッフ4名（臨時職員、毎日1～3名配置）を配置した合計12名で当館の管理運営業務を行います。

職名	主な業務内容
館長	管理統括責任者・運営管理の最高責任者
次長	管理運営責任者・館長を補佐し、不在時に職務を代行
副主幹	スポーツ指導・維持管理・経理
体育指導員	広報・事業・スポーツ指導
スタッフ	経理・文書整理
	経理補佐・スポーツ指導
嘱託職員	広報と事業補佐・スポーツ指導
非常勤職員	午前および夜間受付事務



## ② 武道・スポーツ施設に特化した職員体制

当館は、武道ならではの施設・設備が多く、専門的な知識が求められ、武道の高い専門性を有した職員に加え、日本スポーツ協会公認スポーツ指導員を1名以上配置します。

さらに、上級体育施設管理士等の体育施設管理に必要な技能を身につけた職員を配置することで、お客さまにより安全に安心して施設を利用いただけるようにします。



- 1 上級体育施設管理士または体育施設運営士・体育施設管理士を必ず配置します。
- 2 武道に特化した施設であるため、武道の有資格者でとくに（公財）日本スポーツ協会スポーツ指導員を必ず配置します。
- 3 現在の職員の継続雇用を原則とします。



## (2) 職員の職種等

当館の職員には、仕様書に記載される要件のほかに、上級体育施設管理士（公益財団法人日本体育施設協会）や武道・スポーツ指導の資格等を保有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を活かした教室の開催や施設の管理運営を効率的に行います。

### ① 人員配置

当館の管理運営に適した人員を配置することにより、お客さま満足度の向上のための接遇の改善や安全・安心の向上を目指します。

職種等	必要な技能・経験	保有資格
施設運営責任者 	おおむね5年以上の経験があり、接客接遇、指導力、マネジメント能力を有していること。	上級体育施設管理士、甲種防火管理者、衛生管理者研修修了、あいサポーター研修修了、普通救命講習修了など
受付事務・案内員 	接客接遇力と基本的なOA機器操作を身につけ、相応の経験があること。	あいサポーター研修修了、普通救命講習修了など

職種等	必要な技能・経験	保有資格
経理・事務 	相応の経理・事務経験、接客接客能力があること。	日商簿記検定2級、あいサポーター研修修了、普通救命講習修了など
維持管理 	スポーツ施設の維持管理経験、武道・スポーツの知識・経験・有資格などがあり、各種機器操作を身につけていること。	体育施設管理士、体育施設運営士、各種スポーツ資格（段位など）、あいサポーター研修修了、普通救命講習修了など
武道・スポーツ指導 	相応の武道・スポーツ指導経験または指導補助などの経験、資格などがあること。	各種スポーツ資格（公益財団法人日本スポーツ協会公認資格、段位など）、あいサポーター研修修了、普通救命講習修了など

## ●鳥取県立武道館職員の保有する資格（詳細）

職名	資格
館長	国際卓球連盟公認国際審判員、日本卓球協会公認レフェリー、普通救命講習修了、教員免許（高一普・中一普（外国語）、小二普）
次長	柔道五段（講道館）、柔道A級審判員（全柔連）、（公財）日本スポーツ協会公認コーチ（柔道競技）、（公財）全日本柔道連盟公認指導者A級、（公財）日本体育施設協会上級体育施設管理士、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員、普通救命講習修了、暴力団不当行為防止講習終了、衛生管理者研修修了、教員免許（高一普・中一普（保健体育））、甲種防火管理者
副主幹	（公財）日本スポーツ協会公認コーチ（体操競技）、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員、（公財）日本体操協会審判資格（二種）、（公財）日本体育施設協会体育施設管理士、普通救命講習修了、教員免許（高二普・中一普（保健体育））
スタッフ兼 体育指導員	（公財）全日本弓道連盟弓道錬士六段、（公財）全日本弓道連盟公認地方委員資格（審査委員・審判委員・講師）、（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導員（弓道）、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員、（公財）日本体育施設協会上級体育施設管理士、甲種防火管理者、応急手当指導員、普通救命講習修了



職名	資格
スタッフ	剣道五段、なぎなた初段、柔道初段、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員、(公財)全日本剣道連盟公認社会体育初級指導員、(公財)日本体育施設協会体育施設管理士、応急手当指導員、普通救命講習修了、教員免許(高一普・中一普(保健体育))
スタッフ	剣道二段、実用英語技能検定2級、日商簿記検定2級、普通救命講習修了
嘱託職員	(公財)日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員、秘書技能検定2級、全商情報処理検定(プログラミング部門1級・ビジネス情報部門1級)、全商商業経済検定1級、普通救命講習修了、教員免許(高一普(商業))
嘱託職員	剣道二段、全商ビジネス文書実務検定2級、全商簿記実務検定3級、全商情報処理検定3級、普通救命講習修了
臨時職員	銃剣道範士八段、短剣道範士八段、相撲四段、柔道二段、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導員(銃剣道)、全日本銃剣道連盟A級審判員、防火管理者(甲種)、普通救命講習修了
臨時職員	全商商業経済検定1級、全商簿記実務検定1級、全商情報処理検定1級、全商コンピュータ利用技術検定2級、全商ワープロ実務検定2級、医療事務技能審査2級メディカルクラーク取得、日商簿記検定2級、普通救命講習修了
臨時職員	第一種電気工事工、消防設備士、車両系建設機械運転免許、普通救命講習修了
臨時職員	普通救命講習修了

### (3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

本会は、現施設職員について、武道・スポーツ施設の維持管理に熟練していることから、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」を基本的な考え方としています。県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場を目指します。

- 1 性別・年齢・障がいの有無などによる差別をしない「人物本位の採用」
- 2 個々の能力を活かすための「適材適所の人材配置」
- 3 個々の役割と成果に応じた「的確な処遇」

今日では、心身の健康問題を抱える人も多く、メンタルヘルスの大切さは誰もが認める所です。当館では、ワーク・ライフ・バランス(生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果、好循環)を実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇(政府目標である2020年までに70%に達するよう推進)の取得を促進し、積極的に働き方改革をすすめていきます。

### (4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法等の関係法令を遵守し、適正な職員配置を行います。なお、館長不在の場合に事故や事件災害等が発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに本会事務局担当者に連絡・報告し、1次対応が遅れないようにします。

## ① 標準的な職員配置の考え方

職員配置はつぎのローテーションを基本とし、当日の利用状況等に応じて柔軟な対応ができるようにします。

- 施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置。（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとります。）
- 会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- 受付に常時2名配置。

## ●勤務体制図（通常の1日体制例）（開館時間9：00～22：00）

業務内容	配置	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
施設管理運営 責任者	1 館長・次長 副主幹																
受付 窓口業務 電話対応 庶務・経理	2～3 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																
施設管理 設備点検	1 次長 副主幹 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																
環境整備 (屋内・外) (外構・植栽 を含む)	1～3 館長・次長 副主幹 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																

## ●一週間の勤務ローテーション（例）

	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	A	休	A	A	A	休
次長	休	A	E	休	A	C	A
副主幹	A	休	A	休	A	A	C
体育指導員	休	C	休	C	C	A	A
スタッフ	A	C	C	A	A	休	休
スタッフ	休	A	A	A	休	C	A
嘱託	C	休	A	A	休	B	A
嘱託	B	休	C	C	A	休	A
臨時職員	D	D	D	D	D	休	休
臨時職員	休	F	休	休	F	D	D
臨時職員	休	休	休	F	休	F	F
臨時職員	F	休	F	休	休	休	休

A 8:30～17:15／ B 11:45～20:30／ C 13:30～22:15／ D 8:30～12:30／  
E 12:45～21:30／ F 17:15～22:15

## ② 嘱託職員及び非常勤職員の労働条件

労働条件は本会職員就業規則及び嘱託職員就業規則、ならびに労働基準法が定めるところによります。

条件種別	嘱託職員	非常勤職員
業務の内容	施設管理業務	受付、事務処理
契約期間	4月1日～翌年3月31日 同一年度内に限る ※継続はしない	4月1日～翌年3月31日 ※契約の更新はしない
始業、終業時刻	8時30分～22時15分	8時30分～12時30分または 17時15分～22時15分 (週20時間未満勤務)
休憩時間	45分	無
時間外労働	有	無
変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等	1週間あたり40時間以内の勤務で、早番、遅番の交代制勤務（土・日含む）	無
休日	4週間を通じ8日間、年末年始	無
年次有給休暇	年16日	規定による
その他の休暇	病気休暇・特別休暇（有給）・介護休暇（無給）	無
基本賃金	月額	時間給（850円）
退職金規定	無	無
社会保険の加入	有	無
雇用保険の適用	有	無
就業規則	有	無

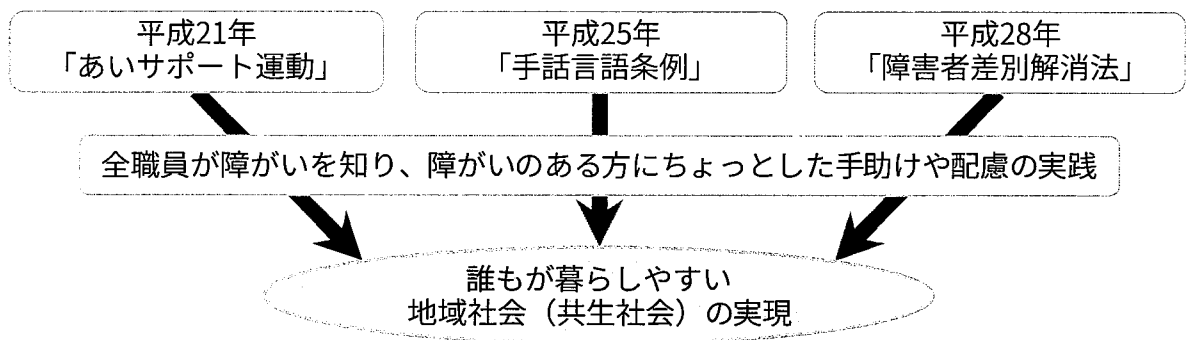
## (5) 人材育成

当館は、全ての県民が平等・公平に利用できる施設にするため、①「安全性・公共性」②「快適性・利便性」③「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。

また、「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」を目指し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいきます。



あいサポート運動のあいサポーターバッジ



### ① 研修基本方針

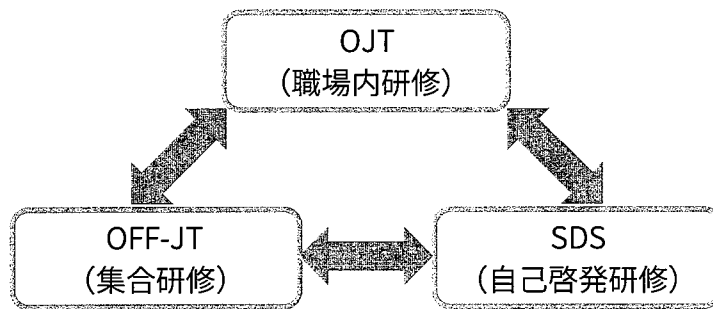
県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供していくため、職員研修の目標を以下のように設定し、法令の遵守、服務規律の徹底等のコンプライアンス向上に向けた取組を継続するとともに、県民本位の姿勢で誠実に職務を遂行することにより、県民（利用者）の皆様の信頼にこたえていきます。

#### ●職員研修基本方針

- 1 使命感、倫理観の確立、豊かな人権感覚などの意識の涵養（かんよう）を図ること。
- 2 責任感、チャレンジ精神、規律性など、仕事への取組姿勢を身につけること。
- 3 職務遂行力、組織支援力、課題設定力、実行力、組織運営力といった、職員に求められる能力の向上を図ること。
- 4 職務に関する実務知識とともに、社会経済全般に関する幅広い知識の習得を図ること。
- 5 職員相互が高め合い、職務を協力・協働して遂行する連帯感を醸成すること。

### ② 研修計画

本会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用します。さらに、階層別・職別研修を体系的に行うとともに、各施設においてもさらに良質なサービスが提供でき、職員の資質向上となるよう研修会や講習会に積極的に参加します。



SDS(中国地区指導者育成講習会参加)

## ア OJT(職場内研修)

職場で上司等から実際の仕事をつうじて計画的・意図的に実施される個別指導。

### ●OJT (職場内研修) 平成29年度実績

月日	実施研修・講習・訓練
4月21日	普通救命講習
6月28日	あいサポーター研修
8月4日	消防訓練
11月1日	J-アラート緊急地震速報訓練
11月14日	J-アラート全国一斉情報伝達訓練
2月26日	消防避難訓練
2月26日	普通救命講習
3月14日	J-アラート全国一斉情報伝達訓練

## イ OFF - JT(集合研修)

職場を離れて本会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修。

### ●OFF-JT (集合研修) 平成29年度実績

月日	参加研修・講習名
5月9日	安全衛生研修
6月7日	県有施設中長期保全計画の策定及び計画運用にかかる説明会
7月1日	安全衛生研修
7月5日	鳥取県公社・事業団等職員互助会の業務研修
7月10日～11日	「第2期スポーツ基本計画における指定管理者の使命とは」
7月24日	不当要求行為等対策責任者研修
8月2日～3日	安全衛生推進者養成講習会
2月21日	公益財団法人鳥取県体育協会職員研修会

## ウ SDS(自己啓発研修)

個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム。とくに武道・スポーツ指導にかかるものは積極的に推進します。

## ●次世代育成のためのSDS（自己啓発研修）平成29年度実績

月日	参加研修・講習名
4月16日	剣道中央伝達講習会
6月17日～18日	中国地区弓道指導者育成講習会
6月24日	西部地区人権・同和教育振興会研修会
6月25日	全剣連派遣剣道講習会
7月13日	労働セミナー
8月2日	サイバーセキュリティー対策
8月9日	あいサポートメッセージ養成研修会 夏休み子ども人権講座-大山列車空襲-
8月22日	人権啓発講座第4回ひまわりセミナー
9月3日	講道館審判講習会
9月11日	自死予防ゲートキーパー研修
9月14日	人権学習講座「誰でも人権アカデミー」（米子市）第6回
11月4日～5日	鳥取県（鳥取市）地域社会柔道指導者研修会
11月10日～12日	第4回全国銃剣道指導者研修会
11月18日～19日	鳥取県（米子市）地域社会弓道指導者研修会
12月2日	子育てにも役立つアンガーマネジメント
12月8日	第8回ひまわりセミナー
12月8日～10日	第116回全剣連社会体育指導員（初級）養成講習会
1月28日	鳥取県弓道教練士研修会
1月30日～31日	鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会
2月23日	労働セミナー「職場のトラブルと対処法」
3月3日～4日	鳥取県弓道ジュニア指導者講習会
3月10日	インターネットに潜む危険から子どもたちを守るための講演会

## エ 職員に対する確認テストの実施

次期指定管理においても、公共サービスの水準を維持し、安全性、継続性を確保する観点から、職員研修を実施するとともに、職員に対するアンケート調査及び必須事項の浸透を再確認するためのテスト実施を計画します。

## オ 研修項目と研修内容等

職員の資質向上のための研修をつぎのとおり実施していきます。

## 【全職員研修】（5項目）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・ 応接技術だけでなく、全てのお客さまに対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
普通救命講習 (AED取扱含)	・ 応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT
人権研修	・ 差別なき社会の構築のため、人権集会及び県の研修、地域の小座談会等への参加による人権意識の高揚	外部・内部	OFF-JT OJT

研修項目	研修内容	講師	研修形態
環境問題研修	・循環型社会の構築能力の習得	外部・内部	OFF-JT OJT
救急法・応急手当講習会	・万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員 (応急手当指導員)	OFF-JT

## 【管理職研修】(対象：館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修	事務局	OFF-JT
改正規定、規則の理解	・改正された本会諸規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
メンタルヘルス対策研修	・安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除、対処方法の習得	外部	OFF-JT
リーダーシップ研修	・スタッフの魅力を最大限活用する研修 ・モチベーション維持のための研修	外部	OFF-JT

## 【初、中堅スタッフ必須研修】(対象：副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
規定・規則の理解	・本会規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
基礎事務研修	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	OJT
普通救命講習(AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員(応急手当指導員)	OJT OFF-JT
防犯・危機管理研修	・消防計画の理解(実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ・不審者対応	職員 外部	OJT OFF-JT
個人情報保護法に関わる研修	・個人情報保護規定の理解	事務局	OFF-JT

## 【経理・福利厚生担当者研修】(対象：担当者)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
経理研修	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設経理の習得	事務局 施設	OFF-JT OJT
社会保険実務研修	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得	外部	OJT OFF-JT

## 【指導員研修】(対象：副主幹、体育指導員、スタッフ等)

研修項目	研修内容	講師	研修形態
安全監視研修	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法	職員	OJT
衛生管理と機器メンテナンス	・日常清掃作業基準と実施方法	職員	OJT
指導員資格取得支援	・日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援	研修および受講	OFF-JT
蘇生法・救急法	・心肺蘇生法(AED取扱含) ・応急手当等の知識・技術の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT

## ●年間研修計画一覧

月	研修項目	研修対象	研修内容
4	規定・規則の理解	初、中堅スタッフ	・ 本会規定、就業規則の理解
	接遇研修	全職員	・ 応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得
	経理研修	経理・福利厚生担当者	・ 体育施設共通の経理の習得研修 ・ 施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・ 日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・ 受付、予約システム、利用料の取扱の習得
5	改正規定、規則の理解	管理職	・ 改正された本会諸規定、就業規則の理解
	普通救命講習 (AED取扱含)	全職員	・ 応急手当、怪我等万一の対応力の習得
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・ 給付内容の理解 ・ 手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・ 事故を未然に防ぐ方法等 ・ 利用者に対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・ 個人情報研修 ・ 労働関係法規研修 ・ 運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・ 消防計画の理解 (実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ・ 不審者対応
6~11	人権研修	全職員	・ 人権集会及び研修会、小座談会等への参加を通じた人権意識の高揚
7	救急法・応急手当	全職員	・ 救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関わる研修	初、中堅スタッフ	・ 個人情報保護規定理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・ スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・ 心肺蘇生法 (AED取扱含) ・ 応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・ 安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・ 環境型社会の構築能力の習得
随時	指導員資格取得支援	指導員	・ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援

## 【研修対象】

初、中堅スタッフ…副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員

管理職…館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員

経理・福利厚生担当者…担当者 / 指導員…副主幹、体育指導員、スタッフ等



# 10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に係る監督行政機関からの指導等をふまえ、業務の改善に取り組んでいきます。

日付	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
	特になし	特になし

## (1) コンプライアンス方針

### ① 社会的責任

指定管理者制度においても違法行為や反社会的行為を行って信頼を失い、事業が実施できなくなるケースが頻発しています。

激変する社会の中、鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観に基づいた行動をとることが求められています。

わたしたちは、すべての鳥取県民と共に、事業を行うにあたり、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

### ② 法令遵守体制

#### ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法令を遵守する事をお約束します。

#### ●指定管理者が遵守すべき主な憲法・法律・条例・計画・マニュアル等

日本国憲法／消防法／電気事業法／水道法／建築基準法／鳥取県の将来ビジョン
建築物における衛生的環境の確保に関する法律／労働安全衛生法／健康保険法
育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法／労働基準法／労働組合法
職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法／暴力団排除条例／労働者災害補償保険法
浄化槽法／大気汚染防止法／水質汚濁防止法／厚生年金保険法
個人情報の保護に関する法律／障害者基本法／社会福祉法／鳥取県手話言語条例
スポーツ基本法／第2期スポーツ基本計画／鳥取県スポーツ推進計画
障害者差別解消法／環境基本法／エネルギーの使用の合理化に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律／地方自治法／公共サービス基本法
「人権尊重の県」宣言／鳥取県人権尊重の社会づくり条例／鳥取県情報公開条例
県が管理する建物に関する防火規程／鳥取県福祉のまちづくり条例
子育て王国とっとり条例／鳥取県地球温暖化対策条例／鳥取県公害防止条例

鳥取青少年健全育成条例／鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
鳥取県環境基本計画／鳥取県環境教育等行動計画／鳥取県分別収集促進計画
鳥取県男女共同参画計画／県犯罪のないまちづくり推進計画と指針
鳥取県教育振興基本計画／ようこそようこそ鳥取県運動取組指針
鳥取県経済再生成長戦略／鳥取県地域産業活性化基本計画
鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例／鳥取県行政手続条例
鳥取県地域防災計画／鳥取県国民保護計画／ようこそようこそ鳥取県観光条例
鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
米子市地域防災計画 等

## イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

本会はつぎのとおり、コンプライアンスに係る行動指針を明確化し、当館の管理運営を行います。

コンプライアンスに係る行動指針	
1	わたしたちは法律や良識に反することは決して行いません。
2	わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します。
3	わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動に努めます。
4	わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します。

## ウ 鳥取県の予算、決算及び金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

本会は、経理処理に関する業務を行うにあたり、鳥取県が定める会計規則等に準じた処理方法を遵守します。

鳥取県の各地域で指定管理業務を受託しており、その業務の中で培った会計ルールの考え方を基本に、適切な処理基準に則った金銭管理に取り組んでいきます。

## エ 経理帳簿の整備及び運用

本施設に適した経理帳簿の整備を行い、適切な金銭管理を行うことに最善をつくします。以下の5原則に基づき鳥取県との協議により経理規定を設け、人的な不正が起こり得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則		
1 相互確認の原則	2 領収書授受の原則	3 ダブルチェックの原則
4 簿外現金禁止の原則	5 金銭在高確認の原則	

## オ 本部による会計監査及び内部統制の実施

本部による各施設への会計監査及び内部統制を行います。

監査では、棚卸の調査・固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理が行われていないかの内部監査に取り組んでいきます。

## カ 未然防止・再発防止への取組

わたしたちは、鳥取県の各地域の人々と共に事業を行っていくため、不祥事の未然防止・再発防止のために高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレッシーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策を行います。また、不祥事が起こった場合には、PDCA サイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

### 不祥事防止策の例

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 本会内のルールの方策・周知、ルールの重要性の認識の徹底（「機会」及び「正当化」の防止）   |
| 2 | 不祥事がもたらす影響・処分等の周知（「正当化」の防止）                   |
| 3 | 倫理研修の実施・充実（「正当化」の防止）                          |
| 4 | 職員の業務状況の管理（過度なプレッシャーをかけない、プロセスを評価する等（「動機」の防止） |

### 再発防止のための取組

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 問題事象（不祥事）の原因分析                    |
| 2 | 原因分析に基づく改善策の方策（Plan）              |
| 3 | 改善策の実行（Do）                        |
| 4 | 改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check）         |
| 5 | （改善策の進捗が不十分である場合の）改善策の見直し（Action） |

# 11 委託、工事の発注予定

委託、工事請負の発注にあたっては、一般競争入札により受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行に努めるとともに、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除します。

●5年分の管理を委託することでコストの削減を行う。

種別	内容	期間	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する理由
清掃	清掃業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	指名競争入札	
機械設備	機械設備等保守点検業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	指名競争入札	
消防設備	消防設備保守点検業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	指名競争入札	
警備	警備業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	指名競争入札	
エレベーター保守	エレベーター保守業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県外業者	随意契約	メーカーとの特約店契約があり営業区域が鳥取県での契約権限が支社（広島市）
自家用電気工作物	自家用電気工作物保安管理業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	指名競争入札	
自動扉	自動扉保守点検業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	指名競争入札	
電力調達	電力供給業務	2019年4月1日～ 2023年3月31日	県内業者	一般競争入札	

また、その他にも県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図りながら、ガス料金等の契約見直しを行うことで、コストの削減に努めます。

## 12 法人等の社会的責任の遂行状況

本協会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っています。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

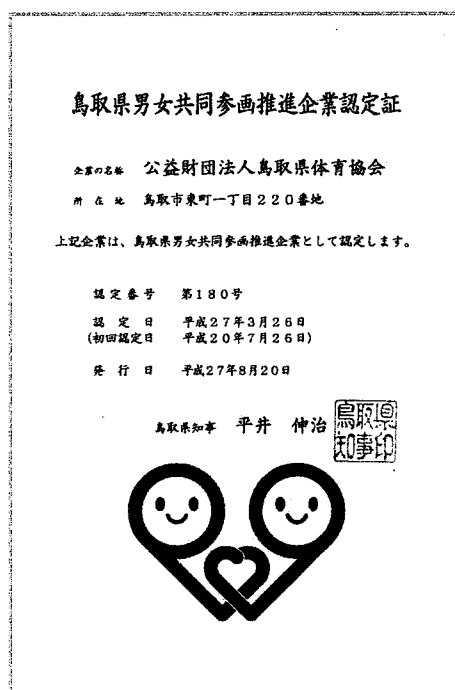
### (1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数 45.5 人以上の事業者であり、
- 法定雇用率を達成している。(平成 30 年 6 月 1 日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し添付)
- 法定雇用率を達成していない。

### (2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定

- 鳥取県男女共同参画推進企業に認定されている。(認定書の写し添付)
- 鳥取県男女共同参画推進企業に認定されていない。

●現認定証の認定日  
企業の名称 公益財団法人鳥取県体育協会  
認定日 平成27年3月26日  
(初回認定日 平成20年7月26日)  
発効日 平成27年8月20日



鳥取県男女共同参画推進企業認定証

### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I 種又は II 種規格認証等

ISO14001 又は TEAS I 種規格または II 種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。(登録証の写し添付)

認証登録されていない。

●現登録証の登録日



組織の名称 鳥取県立武道館

登録日 平成28年3月29日

(初回登録日 平成18年3月27日)

有効期限 平成31年3月26日

**TEAS II 種**  
鳥取県版環境管理システム

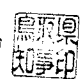



**登録証**

組織の名称	鳥取県立武道館
所在地	米子市真三町3192-14
登録範囲	鳥取県立武道館
活動分野	施設管理、武道普及・振興活動

上記で実施されている環境管理システムは、審査の結果、鳥取県版環境管理システムII種規格に適合していることを証します。

登録番号 II・39・017-11 KES1-19-0020  
 登録日 平成28年3月29日 有効期限 平成31年3月26日  
 初回登録 平成18年3月27日

鳥取県知事 平井 伸治 

TEAS II 種登録証

### (4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書の写し添付)

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

●現認定証の記載日

認定証記載日 平成27年7月1日

**ト**

**家庭教育推進協力企業協定証**

少子高齢化の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、家庭や地域における教育力の向上と、子どもたちの健やかな成長を願い、家庭教育参加の促進に向けた職場環境づくりの推進に、ともに取り組んでいくことを協定します。

平成27年7月1日

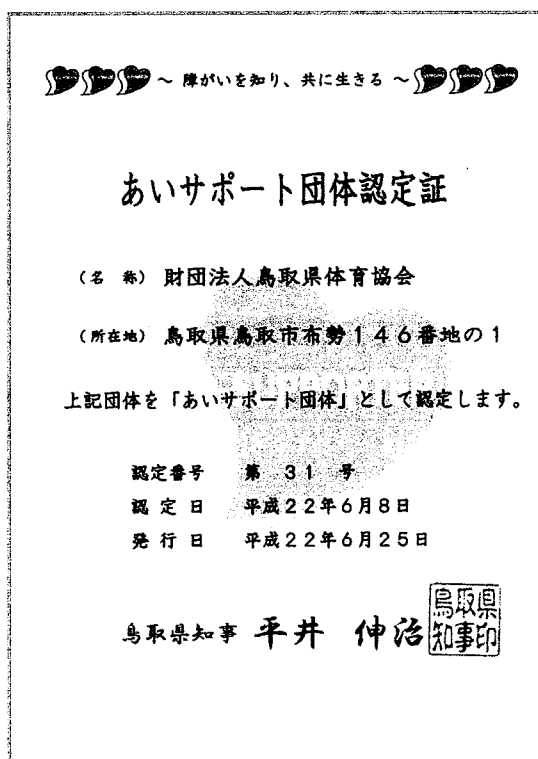
鳥取市東町一丁目220番地  
公益財団法人 鳥取県体育協会  
会 長 油野 利博

鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県教育委員会  
教 育 長 山本 仁志

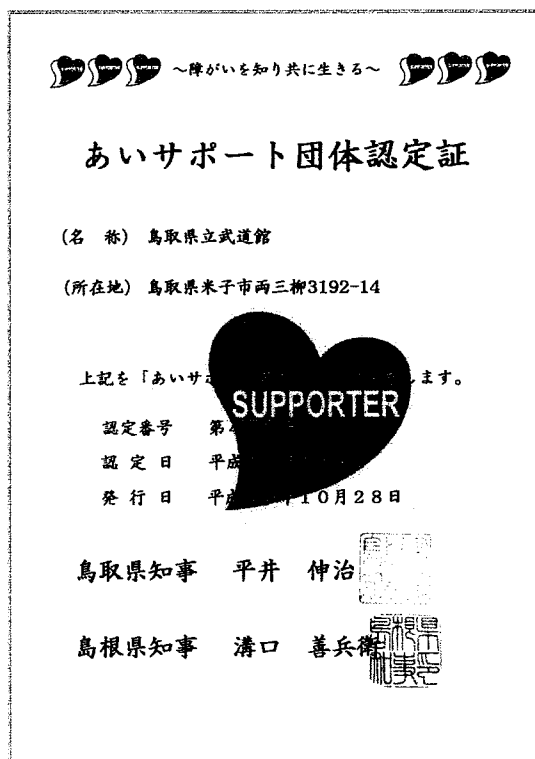
家庭教育推進協力企業認定証

(5) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写し添付)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



あいサポート団体認定証(鳥取県体育協会)



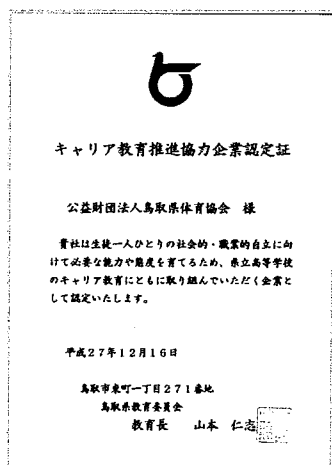
あいサポート団体認定証(鳥取県立武道館)

●現認定証の認定日  
 名称 財団法人鳥取県体育協会  
 (平成22年当時)  
 認定番号 第31号  
 認定日 平成22年6月8日  
 発行日 平成22年6月25日

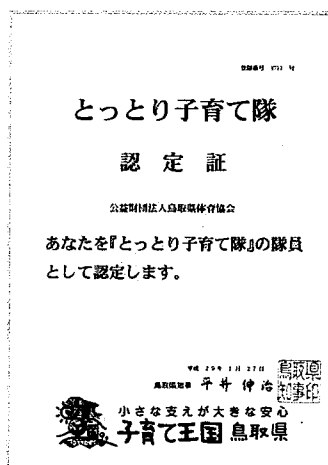
●現認定証の認定日  
 名称 鳥取県立武道館  
 認定番号 第475号  
 認定日 平成28年9月6日  
 発行日 平成28年10月28日

## (6) その他の認定

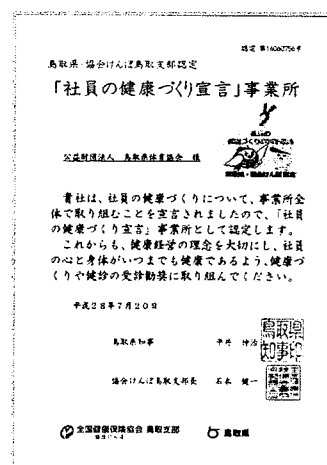
本会のその他の社会的責任遂行の取組として、鳥取県等への協力や支援を行うことで下記の認定を受けています。



キャリア教育推進協力企業認定証



とっとり子育て隊認定証



「社員の健康づくり宣言」事業所  
認定証

### ① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取組を支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。

### ② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

### ③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働けることにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等を図ることにより、県民のみなさまによりよいサービス提供ができるようにしていきます。



「社員の健康づくり宣言事業所」認定ロゴマーク



# 13 その他の計画等

## (1) 管理運営の移行計画

当館の組織運営体制は現行体制をベースとし、引き続き次期指定管理期間に管理業務を実施するにあたって、初心に帰り、県民の期待・ニーズに応える管理・運営に努めます。また、職員の接遇等の研修を行うことにより、資質をさらに向上させ、武道に特化した職員の技能を活かすことにより、当館ならではのサービスを県民のみなさまに提供します。

### ① 管理運営の効果的な実施

PDCAサイクルを回すことにより、業務を継続的に改善し、県民のみなさまによりよいサービスを提供できるようにします。

#### P (Plan) …計画・管理運営の基本方針

- 多くの方に利用され、お客さま満足度が最大となる公共施設を目指します。
- 社会の変化に対応した管理運営を目指します。
- 県内の地域スポーツ、文化振興の要となる施設を目指します。
- 効率的な管理運営を目指します。

#### D (Do) …計画の実施・実行

- お客さまへサービスの向上策をおこないます。
- 緊急時の体制および対策並びに防災体制を徹底します。
- 苦情などの未然防止と対処方法を徹底します。
- 関係団体と連携し大会やイベントを開催します。
- お客さまの要望を踏まえたスポーツ教室を開催します。
- 無駄を省きコストの削減につとめます。

#### A (Action) …処置・改善

##### 〔要望・要求に対する実現策〕

- 寄せられた意見・要望（ハード面およびソフト面）については、随時取り上げ、その実現策についてすみやかに検討します。
- 評価委員会の意見や指摘を受けて管理運営に反映させます。
- 施設の大規模改修や制度上の問題等で直ちに処理できない案件については、鳥取県地域振興部スポーツ課などの関係機関と協議のうえ対応します。

#### C (Check) …点検・評価

- お客さまの要望・要求を把握し、それをもとに評価をおこないます。
- 評価委員会（地域・利用者代表、施設長）を設置し、運営に関する外部の意見をいただきます。
- みなさんの声（意見箱設置・利用者アンケート）や利用者からの要望を分析します。
- 職員自ら施設を利用するなど、お客さまの立場に立った視点を持ちます。

### ② 組織体制の確保

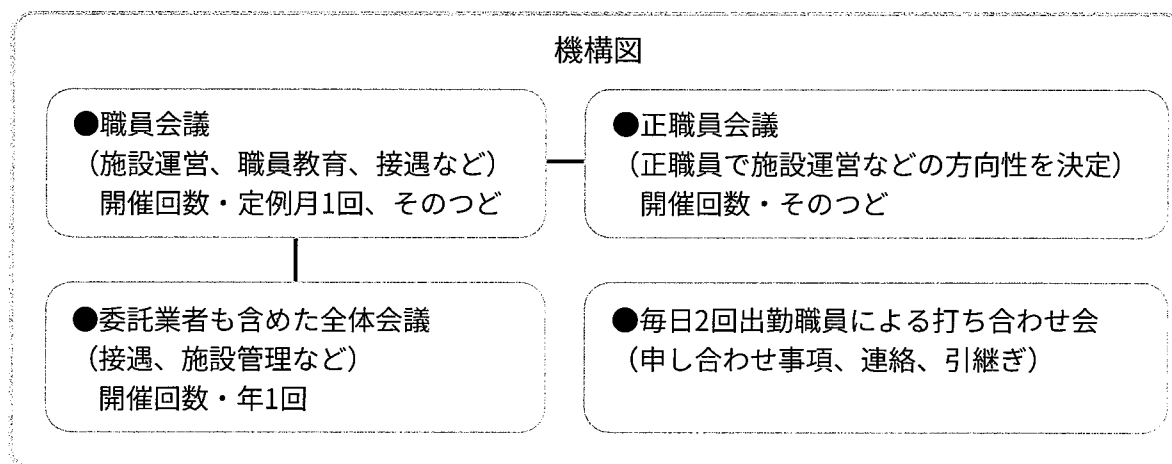
組織体制は本会が現指定管理者であるため、現行の組織体制を維持したうえで、さらなる武道・スポーツの普及振興と県の政策・施策等の推進のために適材を適所に配置し、県民のみなさまに施設を安全に安心してご利用いただける管理運営に努めます。

### ③ 職員研修計画

職員の資質向上のための職員研修計画は、「第9章組織及び職員の配置等」の(5)人材育成(P165～)に研修計画の詳細を記載しています。

### ④ 内部会議による管理運営効率の向上

毎朝打合せ会を行い、連絡事項の徹底と職員の意思統一を図り、時差出勤の職員のために、日報等による情報伝達での業務の引き継ぎ及び確認を行います。さらに、内容に応じて各種の職員会議を実施します。

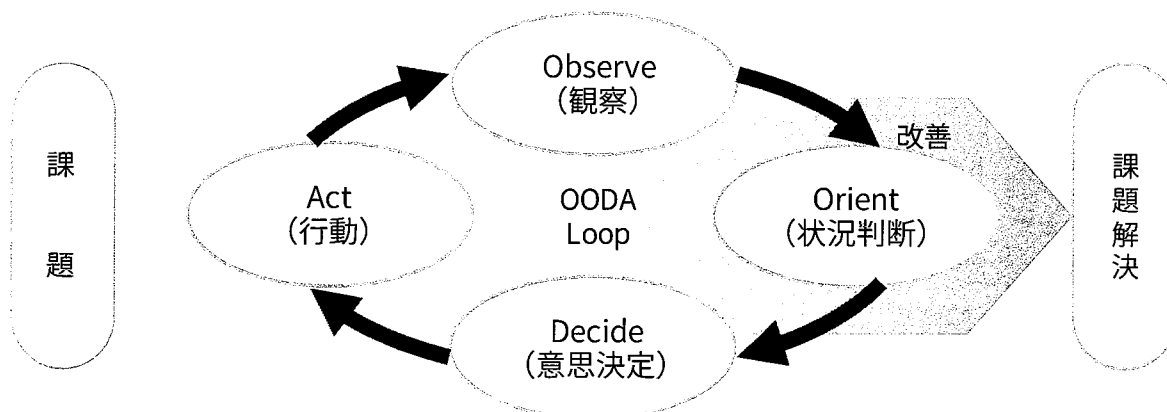


### ⑤ OODA ループによる課題解決のスピード化

課題解決のスピード化を図るため、OODA (ウーダ) ループ (Observe (観察)、Orient (情勢判断・方向づけ)、Decide (決心)、Act (実行) の4プロセス) により、「現場」が起点となって動く環境をつくります。

また、このループは「柔軟性」から生じる臨機応変な対応で、事前の準備よりも現場で得た情報により柔軟に動くことができます。さらに、現場の個人が自分で考えて動くことが必要なため、人材育成を促進できるメリットもあります。

#### ●ジョン・ボイドによって提唱されたOODAループ



## (2) その他

### ① 指定期間 5 年間の事業展開

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機として、関連する国内外の合宿を積極的に誘致するとともに、ライフステージに応じた運動機会の提供をすすめます。

実施年	国等の大会・イベント等	鳥取県立武道館の大会・イベント等
2019年		全国高専柔道大会開催
2020年	東京オリンピック・パラリンピック開催	事前キャンプ誘致（予定）
2021年	関西ワールドマスターズゲームズ開催	関西ワールドマスターズゲームズ 柔道競技開催
2022年		
2023年	ねんりんピック開催	ねんりんピック開催（予定）

#### 2019年度～2021年度

- 国内外からの合宿誘致
- 鳥取県公立武道館協議会、鳥取県武道連盟連絡会活性化
- 各武道連盟と協力し生涯スポーツとしての練習環境づくり
- ライフステージに応じた運動プログラムの提供

#### 2022年度～2023年度

- スポーツを中心とした地域との連携
- 新規武道（スポーツ）教室計画
- 子どもたちに夢や希望を与えるため、スポーツ振興基金を活用し、オリンピック選手などのトップアスリートを招へいたイベントの実施
- 生涯スポーツとしての武道人口の拡大

### ② ネーミングライツ(命名権)の提案

次期指定管理期間には、ネーミングライツ（命名権）の導入及びネーミングライツを活用した取組について提案します。「ネーミングライツに係る申出書（様式 6）」での提案は行いませんが、指定管理者として決定後、改めてネーミングライツ事業者を公募します。

#### ア 県民、当館利用のお客さまへの周知と理解

ネーミングライツを公募するにあたって、事前に県民（地域住民）や当館をご利用いただいているお客さまへの周知と理解をいただくとともに、当館ご利用のお客さまにも選定委員の一員となってご意見をいただく必要があると考えています。



ネーミングライツによる名称変更への理解

## イ ネーミングライツの公募

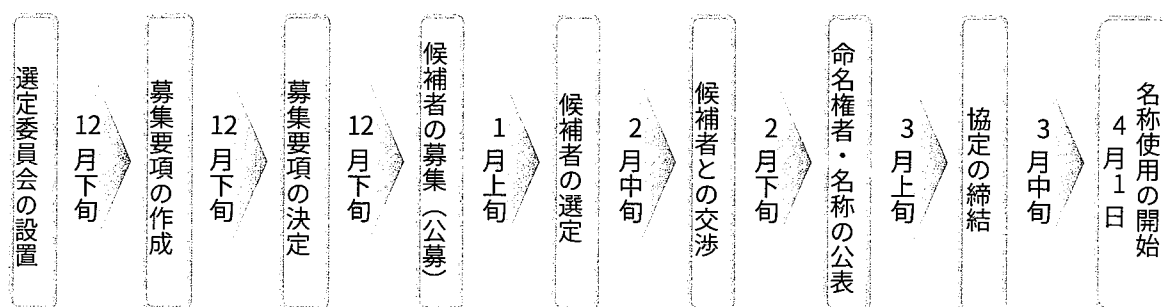
本会が公益法人という立場であることから、事業者の選定にあたっては、公平性を保つために募集要項を作成し、公募により命名権者を選定します。

また、指定管理者応募に合わせた募集では十分な周知期間が確保できないため、本会が指定管理者として決定したのちに改めて募集します。

## ウ 命名権者の選定

当館ネーミングライツ命名権者の選定は、本会に選定委員会を設置し、応募金額及び施設名称、公平性等を総合的に判断して決定します。

### ●ネーミングライツ決定までの流れ（案）



### ●審査基準（案）

審査項目	審査基準	配点
名称案	県民・施設利用のお客さまにとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設の設置目的やイメージとの整合性	20
ネーミングライツ料/年	応募金額の妥当性、相対評価	40
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性、ネーミングライツ料の支払い能力	20
地域貢献等その他	地域貢献や武道・スポーツの振興等に対する理念、活動実績および計画	20
合計		100

## エ ネーミングライツを活用した取組

ネーミングライツの活用により、愛称による施設の新たな魅力向上や自治体の指定管理料の負担軽減が期待されます。また、鳥取県への貢献や地域の活性化、子どもたちへの支援、トップアスリートを招へいした武道・スポーツ教室等の開催、地域イベント等への施設の提供等の支援が可能になると考えられます。

### ●考えられる施設所有者のメリット

施設管理費負担の軽減	・ネーミングライツで得られた収入による施設の維持管理費や改修費用等の負担の軽減が見込める。
スポンサーとの協働	・スポンサーとの協働によるサービスの向上が図れる。 ・スポンサーから施設の有効活用の提案を受ける。
新たな魅力の創出	・県民に親しまれる愛称の付与による施設の新たな魅力の創出が図れる。

●考えられるスポンサーメリット

PR効果	・企業名・商品名等を冠した愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、当館ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用できる。
社会貢献活動	・民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高め、県民サービスの向上に貢献できる。 ・施設で開催されるイベントに子どもたちを招待することなどにより、地域の活性化に貢献できる。
命名権者のイメージアップ	・命名権者のホームページ等にネーミングライツパートナーとして、地域の活性化に貢献していることをPRすることができ、命名権者のイメージアップにつながる。

③ 国際貢献事業

日本国政府が推進する、スポーツを通じた国際貢献事業であるスポーツフォートゥモロー等のスポーツをつうじた国際貢献事業を積極的に推進していきます。

現在までに、本会では大韓民国江原道体育会と締結したスポーツ交流協定書に基づきスポーツ交流試合を行い、日韓両国の友好親善とスポーツの振興をはかっています。



日韓スポーツ交流事業(江原道開催)



日韓スポーツ交流事業(鳥取県開催)

鳥取県-江原道スポーツ交流事業				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サッカー	アーチェリー	実施なし	卓球	卓球
バスケットボール	バドミントン		フェンシング	フェンシング
アーチェリー	ホッケー		ソフトテニス	ソフトテニス

※平成30年度は12月実施予定

さらに、海外のスポーツ少年団同時交流事業、スポーツ少年団指導者交流事業の受け入れ等も行っています。



日独スポーツ少年団指導者交流

## ④ 社会貢献活動について

本会は、「体協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域振興、支援活動を行います。

活動内容			
新規	障がい者団体ボランティア清掃受け入れ	新規	障がい者就労施設からの積極的な物品購入（※1）
新規	障がい者団体就労体験受け入れ	拡充	利用団体ボランティア清掃受け入れ
新規	職員の地域ボランティア活動への積極的参加	拡充	中学生・インターンシップ職場体験受け入れ（※2）
新規	小学生や地域住民の施設見学受け入れ	新規	古紙リサイクル提供
拡充	ペットボトルキャップリサイクル提供	拡充	部活外部指導協力
拡充	スポーツ団体への協力	新規	被災地への義援金（※3）



職員の地域ボランティア清掃参加



職員の地域ボランティア清掃参加

## ア 障がい者就労施設からの物品調達（※1）

また、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間5万円以上の物品調達を行い、障がい者団体等からの就労支援等も積極的に受け入れます。

再掲 現指定管理期間における障がい者就労施設からの物品購入実績			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
200,727円	92,610円	175,662円	81,270円
物品購入総額			550,269円

## イ 中学生の職場体験受け入れ(※2)

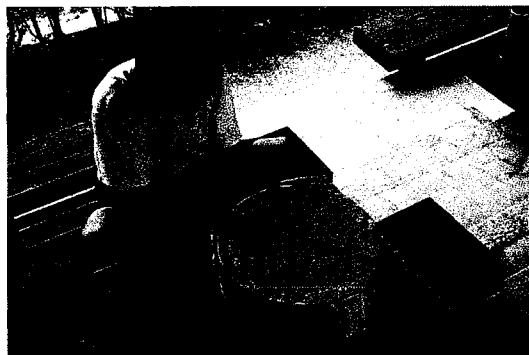
米子市内の中学生の職場体験授業に毎年協力しており、本年度も米子市立東山中学校、米子市立弓ヶ浜中学校2校の生徒の受け入れをすでに行いました。9月にも米子市立福米中学校の生徒の受け入れが決まっています。

現指定管理期間における職場体験受け入れ実績					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
米子市立東山中学校	4	3	4	5	2
米子市立弓ヶ浜中学校	3	3	4	3	3
米子市立福米中学校	5	4	4	5	
都留文化大学	1				
社会福祉法人養和会			2	2	

※平成30年度は8月末現在の実績



職場体験(米子市立東山中学校)



職場体験(米子市立弓ヶ浜中学校)

## ウ 被災地への支援(※3)

2016年の熊本地震発生時には、指定管理施設職員から義援金を募り、(公財)日本体育協会(現:日本スポーツ協会)をつうじて被災地への支援を行いました。

熊本地震災害日本体育協会義援金	
鳥取県立武道館	10,000円
布勢総合運動公園	35,000円
鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	5,000円
倉吉体育文化会館	15,931円
米子産業体育館	5,000円
米子市皆生市民プール	13,000円
義援金総額	83,931円

⑤ 許可の手続き

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続きを行います。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接の適用はありませんが、指定管理者として、規定の趣旨に則って適切に対応します。

⑥ 交通法規遵守への取組について

鳥取県内の自家用車保有率は全国的に高く、車を運転する機会が多くありますが、公共施設を管理運営する一員として「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

●交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準一覧 (公財) 鳥取県体育協会

区 分		死 亡					著しい後遺症を伴う傷害					その他の傷害					家屋その他、他人(法人を含む)の所自損行為等 有物に対する加害								
		免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告	免職	停職	減給	戒告	訓告				
		●					●					●					●								
無免許運転	道交法(64条)	●					●									●					●				
ひき逃げ あて逃げ	(72条)	●					●									●									
酒酔(酒気帯び)運転	(65条)	●					●				●	●				●	●				●	●			
最高速度違反	(22条)	重過失	●				●					●					●					●	●		
		失		●	●			●	●			●	●				●	●				●	●	●	
踏切通過違反	(33条)																								
信号違反	(7条)																								
追い越し違反	(28、29、30条)																								
歩行者保護義務違反	(38、38の2条)	●	●				●	●				●	●				●	●						●	
通行区分違反	(17条)																								
徐行義務違反	(42条)																								
一時停止違反	(43条)																								
通行禁止・制限違反	(8条)																								
横断・転回・後退不相当	(25条の2)																								
車間距離不保持	(26条)		●	●				●	●				●	●				●	●						●
右・左折違反	(34条)																								
安全運転義務違反・その他	(70条外)																								
(備考)	自損行為等には、事故を起こさない場合の酒気帯び運転・最高速度違反も含むものとする。																								



## ⑦ スポーツ安全保険の加入促進

主に当館スポーツ教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、その他に地域でスポーツ活動を行っている方に、公益財団法人スポーツ安全協会にて取り扱っているスポーツ安全保険のPRや加入手続きのお世話をします。

(掛金は平成30年4月現在) (当館スポーツ教室加入区分例)

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
子ども 中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む)	スポーツ活動	A1	800円
大人(高校生以上)	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円

## ⑧ 社会体育施設保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一の事故で管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)へ加入します。

### ア 施設所有(管理)者賠償責任保険(免責 5,000 円)

●対人1億円/1事故3億円

●対物1事故500万円

体育施設の欠陥や施設指導員による指導に起因して他人の身体生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

### イ スポーツ災害補償保険(被災者 1 名につき)

●200万円

体育施設内において保険期間中にその施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技もしくはは指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償規程等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金が支払われます。

### ウ 昇降機賠償責任

●対人(1名2,000万円、1事故1億円)

●対物500万円

被保険者が所有・使用・管理する体育施設のエレベーター、エスカレーターの設置、運行、管理の不備による事故に起因し、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物(昇降機の積載物を含む。)を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

⑨ 実施状況の報告等

業務報告書（毎月翌月 15 日までに提出）、  
事業報告書（毎年度終了後 30 日以内に提出）、  
翌年度の事業計画書（毎年 2 月末までに提出）  
等の指定管理の実施状況報告を確実に行いま  
す。

毎月の利用者数や利用促進策の実施状況、  
収支状況等に関して、当館自身による内部検  
査結果等をまとめて県に報告しています。

2 管理物件の維持管理の実施状況  
(1) 概要、点検実施状況

施設名: 鳥取県立図書館

No.	項目	検査・点検項目	実施内容	頻度	実施日	結果	対応
1	建物躯体	全般	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
2		屋根	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
3		窓	ガラスの割れ、破損等の発生状況・調査	毎月	1日、2日、3日、4日、5日、10日、15日、16日、17日、18日、19日、20日、21日、22日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
4		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
5	空調設備	漏水	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
6		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
7	空調設備	全般	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
8		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
9		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
10		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
11	空調設備	空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
12		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。
13		空調	漏水による劣化状況・調査	毎月	1日～20日		漏水による漏水の発生確認、発生した場合は漏水の発生箇所を調査し、修理した。

業務報告書の一部(検査点検実施状況平成 30 年 5 月分)

⑩ 「忘れ物対応マニュアル」による忘れ物の保管・処理の徹底

忘れ物マニュアルを整備し、お客さまの忘れ物の保管及び処理を徹底し、適正に取り扱う  
ことで個人情報の流出を防ぐよう努めます。

●忘れ物（拾得物）フロー

忘れ物発見

- 忘れ物（落とし物）の届け、または職員が発見した場合は、ただちに「忘れ物台帳」  
に記入すること。（いつ、どこで、だれが拾得したか記入する）

忘れ物の保管

- 貴重品は、1年間保管した後処分すること。  
高価な物と判断される場合は、警察に届けること。  
現金は、1週間以内に警察に届けること。

忘れ物の処分

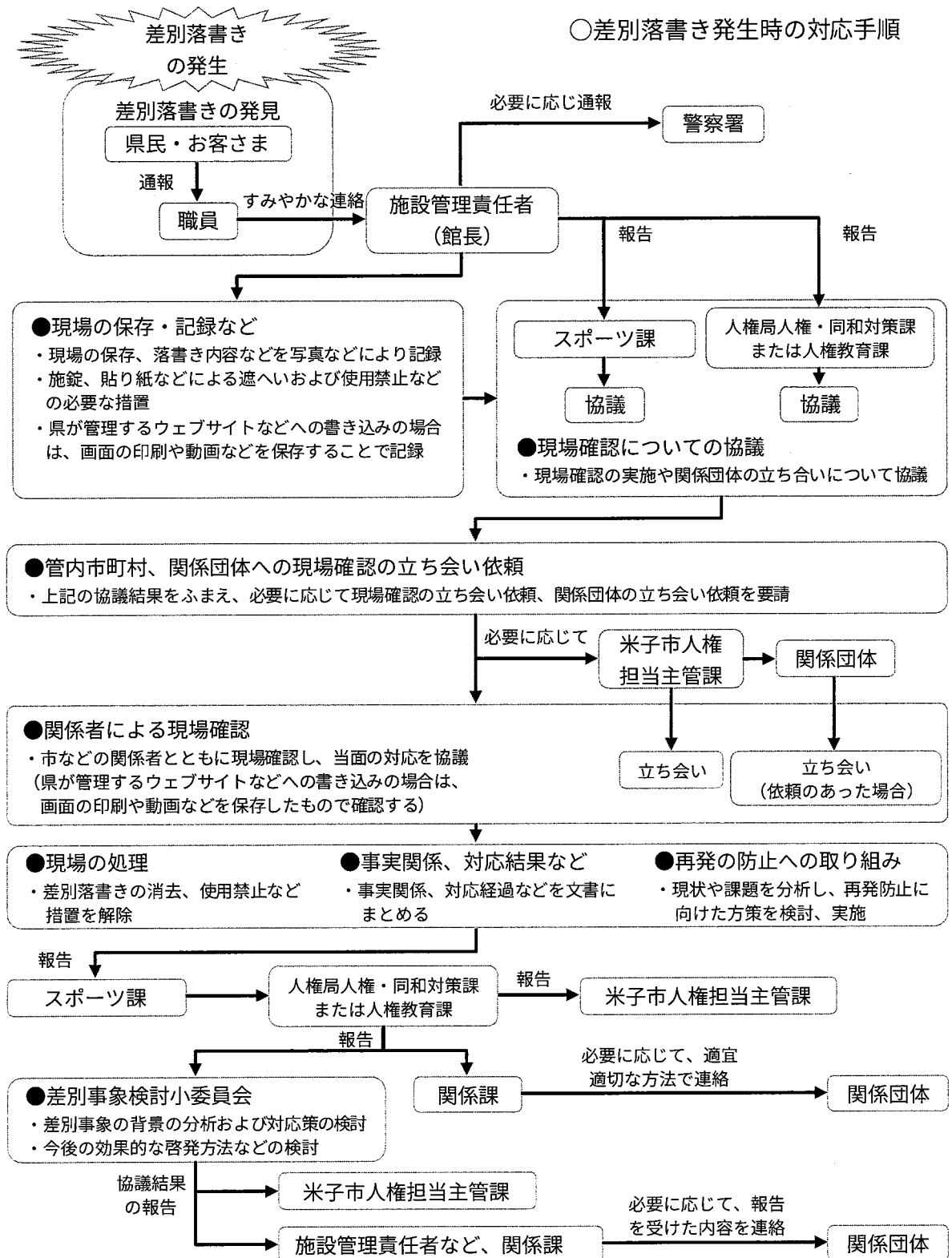
- 衣類、靴、ノート類は6ヶ月保管した後処分すること。  
忘れ物、拾得物は3ヶ月間窓口、エントランス等に置き周知を図ること。（貴重品は、  
エントランスには置かない）  
警察署への届出及び廃棄処分した場合には、忘れ物台帳に記載すること。

忘れ物の受け取り

- 忘れ物を引き渡す場合は、受取人にどんな状況であったのか、よく確認のうえ引き  
渡すこととし、忘れ物台帳に記載すること。（本人確認のできるものの提示）

⑪ 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付による啓発活動、鳥取県が策定した「差別落書き未然防止指針」(平成27年3月改正)により対策を行います。万が一差別落書きが発生した場合には、「差別落書き対応要領」(平成27年3月改正)及び「差別落書き対応マニュアル」により措置します。



## ⑫ 守秘義務の遵守

わたしたちは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

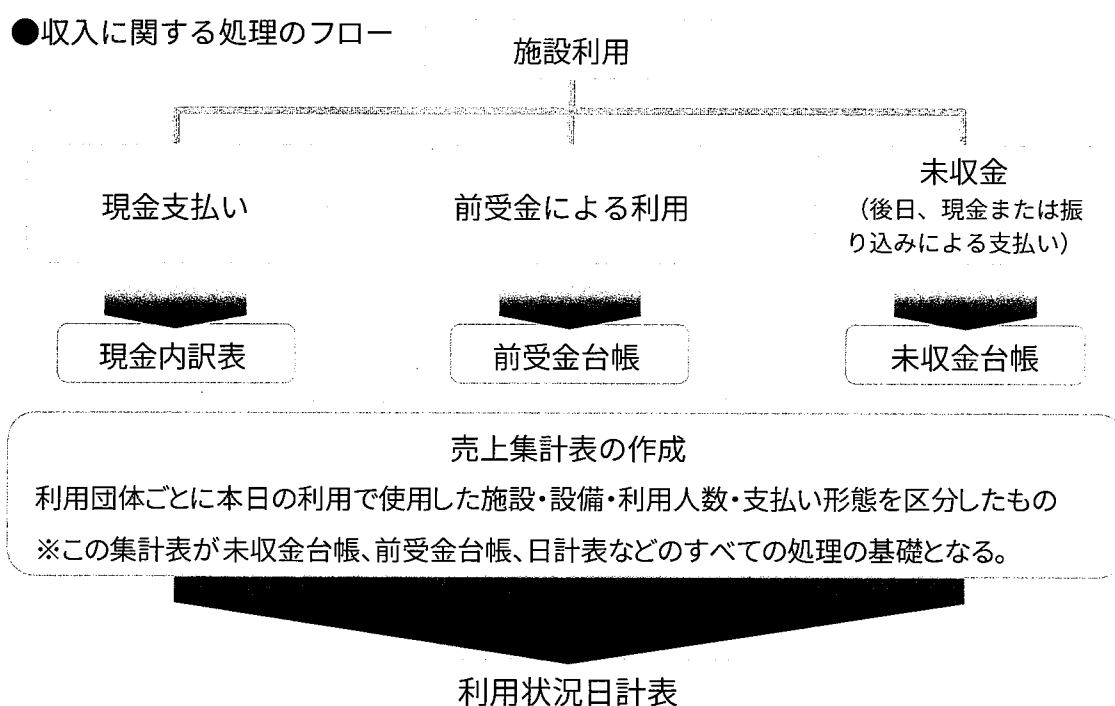
お客さま及び職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報等、守秘義務があります。情報の漏えい等がないように、個人情報は鍵の掛かる場所で保管する等、管理を徹底します。

## ⑬ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理を行うとともに、監事2名による年2回の内部監査を行います。また、県監査委員の監査も受検します。

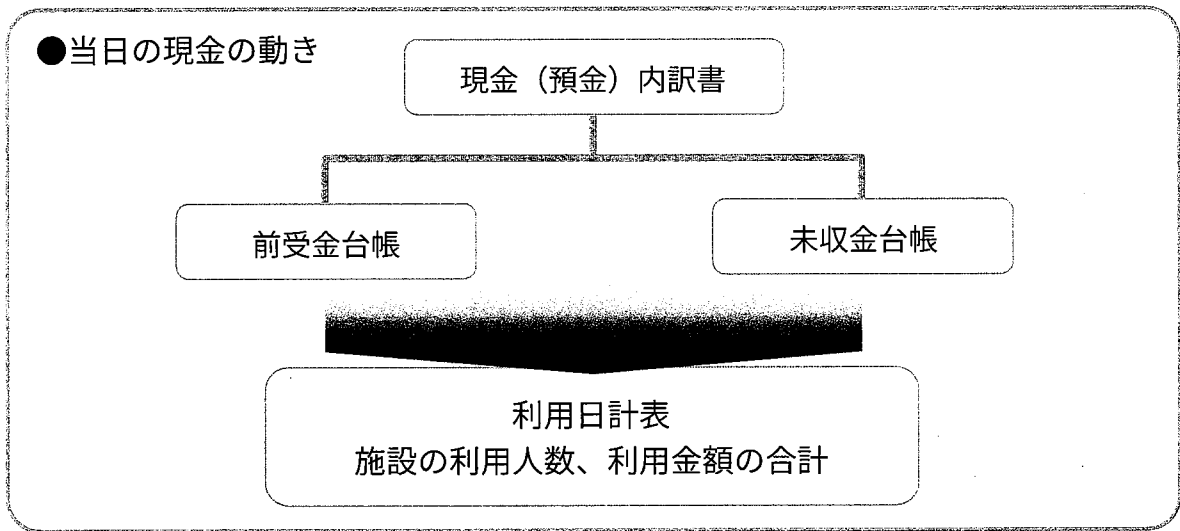
### ア 当日の利用状況

当日の収入は下記のフローにより処理を行います。



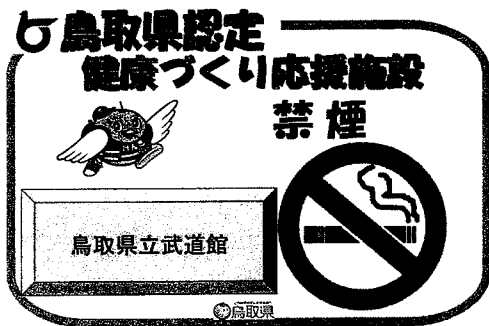
### イ 当日の現金の動き

現金、前受金、未収金をそれぞれの台帳に記帳します。利用施設、件数、人数、雑収入、イベント、教室等、その日一日で得た収入を各項目毎にもれなく記帳します。



⑭ 館内の禁煙

当館は、鳥取県の禁煙施設認定制度により禁煙施設として認定されています。館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置しています。(タバコの自販機は設置していません)



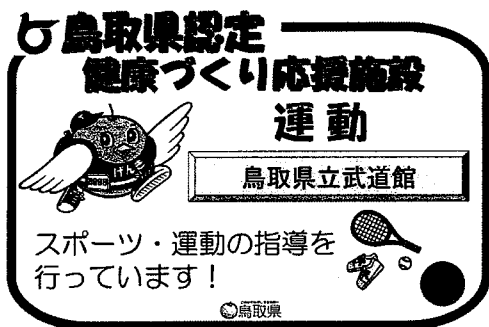
健康づくり応援施設(禁煙)



屋外に設置した喫煙所

⑮ 健康づくり応援

武道・スポーツをつうじて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。



健康づくり応援施設(運動)



県民の運動機会の提供

## ⑩ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨をふまえた県内事業者への発注を推進します。

## ●地産地消の実施例

- 1 消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いたうえで県内業者を積極的に利用します。
- 2 外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- 3 「鳥取県グリーン購入基本方針」にそって、物品等の調達にあたっては、環境に配慮した商品を優先的に購入します。

## ⑪ 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。

当館職員が通勤のために車を要する場合は、隣接する米子ゴルフ場に駐車場借用契約し、駐車します。

⑫ Wi-Fi 環境の整備 再掲

鳥取県は外国人及び日本人観光客に利用できる無料公衆無線 LAN のアクセスポイントを整備しており、当館でも平成 29 年 3 月にとっとり BB（無料公衆無線 LAN）を 1 階エントランスに導入しています。

当館では、今後も外国人観光客の受け入れやご利用のお客さまの利便性向上のために、Wi-Fi 環境の整備を推進していきます。



とっとり BB (Wi-Fi)

⑱ 鳥取県が行う施策等への積極的な協力と活用

鳥取県の政策や施策等に対して、主管課の行う事業だけにかかわらず、可能なかぎり積極的な協力を行います。

●超小型EV『コムス』無料モニター事業協力

地球温暖化防止に向けた低炭素交通を推進するため、鳥取県がトヨタ車体株式会社より超小型EVコムスの無償貸与を受け、当該車両を使ったモニター事業を行った際、当館はモニター協力しました。



コムスモニター協力



コムスの啓発協力